

# 第2次奈良県自転車活用推進計画(R7～R11)に位置付けた措置に基づく取り組みの状況

目標	3.安全・安心～守る～
----	-------------

担当課:県警交通企画課、道路マネジメント課

実施すべき施策
1.自転車による安全利用の促進に向けた交通安全教育の推進

措置3-1-1	ライフステージに応じた交通安全教育の実施
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車に乗り始めるこどもや乗り慣れてきたこどもに対する交通安全教室を開催します。</li> <li>・ 高齢者の安全意識の高揚を図るため、高齢者向けの安全教室を実施します。</li> <li>・ 車両運転者に対して、自転車に関する交通安全指導を実施し、自転車の通行ルール等の周知を行います。</li> </ul>



▲子供と保護者に対する交通教室



▲高齢者向け安全教室

### ▼年齢層別の自転車安全教育

年齢層	主な教育内容	対応する措置
幼児	・自転車の乗り方、基本的な運転技術	措置 3-1-1 ライフステージに応じた交通安全教育の実施 (こどもの交通安全教室の開催)
小学校低学年	・自転車に慣れる、楽しむ など	
小学校高学年	・より高度な自転車運転技術 ・左側通行、歩道通行、基本的なルール など	措置 3-1-2 教職員及び公務員に対する交通安全教育の実施 (教職員向けの安全教室等の開催)
中学・高校	・車道通行を基本とした交通ルール・マナー ・責任の自覚と他者への配慮 ・危険の予測と回避 など	
一般成人	・車道通行を基本とした交通ルール・マナー ・責任の自覚と他者への配慮 ・危険の予測と回避 など	措置 3-1-1 ライフステージに応じた交通安全教育の実施 (車両運転者 における教育の実施)
高齢者	・基本的な運転技術・交通ルール ・身体機能の衰えの影響 ・事故発生時の救護 など	措置 3-1-1 ライフステージに応じた交通安全教育の実施 (高齢者向けの安全教室の実施)

### 【これまでの実施内容】

令和7年度 まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもを対象とした交通教室を実施。</li> <li>・ 車両運転者に対し、自転車の通行ルール等について安全指導を実施。</li> <li>・ 高齢者の交通安全意識の高揚を図るため、高齢者向けの安全教室を実施する。</li> </ul>
-------------	---

### 【今後のスケジュール】

具体的な取り組み	R7	R8	R9	R10	R11
こども交通安全教室	継続的に実施				
高齢者向けの安全教室	継続的に実施				
車両運転者に対する 自転車交通安全教育	継続的に実施				

## 第2次奈良県自転車活用推進計画(R7～R11)に位置付けた措置に基づく取り組みの状況


目標	3.安全・安心～守る～
実施すべき施策	
1.自転車による安全利用の促進に向けた交通安全教育の推進	

措置3-1-2	教職員及び公務員に対する交通安全教育の実施
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全教室講習会等を開催。また、各学校での交通安全教育においては、自転車利用のメリットやルールの意味等についても積極的に取扱うように努める</li> <li>公務員に対する自転車通行ルールの周知や自転車の正しい乗り方の実践教育等により、ルール遵守の徹底を図る</li> </ul>

### 【これまでの実施内容】

令和7年度まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>動画配信によるオンデマンド形式にて開催</li> <li>講義及び実技講習会を開催。令和6、7年度も同様に研修会を実施</li> <li>教職員向けの交通安全教育のDVD、教養資料を作成し、教職員に配布</li> <li>市町村職員を対象とした交通安全講習会を実施</li> <li>教職員を対象とした交通安全教室を実施</li> </ul>
---------	--

### 【今後のスケジュール】

具体的な取り組み	R7	R8	R9	R10	R11
教職員及び公務員に対する交通安全教室講習会の開催					

担当課:体育健康課、道路マネジメント課  
連携先:県警交通企画課



▲教職員向けの交通安全教室



▲市町村職員に対する交通安全講習

## 第2次奈良県自転車活用推進計画(R7～R11)に位置付けた措置に基づく取り組みの状況

担当課: 県警交通企画課、道路マネジメント課

目標	3.安全・安心～守る～
----	-------------

実施すべき施策	
1.自転車による安全利用の促進に向けた交通安全教育の推進	

措置3-1-3	地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進
内容	地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動を推進するとともに、委員のスキルアップを目的とした講習会等を開催する。



### 【これまでの実施内容】

令和7年度 まで	地域交通安全活動推進委員による指導啓発活動及びスキルアップを目的とした講習会を実施。
-------------	--

▲地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動

### 【今後のスケジュール】

具体的な取り組み	R7	R8	R9	R10	R11
地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動を推進するとともに、委員のスキルアップを目的とした講習会等を開催					

## 第2次奈良県自転車活用推進計画(R7～R11)に位置付けた措置に基づく取り組みの状況

担当課: 県警交通企画課、道路マネジメント課

目標	3.安全・安心～守る～
実施すべき施策	
1.自転車による安全利用の促進に向けた交通安全教育の推進	

措置3-1-4	交通安全に関する指導技術の向上
内容	交通安全に関する指導技術の向上を図るため、全教育機器の活用等の交通安全教育の高度化や、交通安全教育担当者への講習会等を実施する。



▲交通安全教育担当者講習会

### 【これまでの実施内容】

令和7年度まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全教育技能指導官による交通安全教育担当者に対する講習会を実施するとともに交通安全教育資機材の使用方法について指導を実施。</li> <li>交通安全教育技能指導官による教育担当者に対する現場指導を実施。</li> </ul>
---------	--

### 【今後のスケジュール】

具体的な取り組み	R7	R8	R9	R10	R11
交通安全教育担当者に対して、効果的な指導要領や教育資機材の活用方法等を教養する講習会等を開催					

## 第2次奈良県自転車活用推進計画(R7～R11)に位置付けた措置に基づく取り組みの状況

目標	3.安全・安心～守る～
----	-------------

実施すべき施策
---------

2.交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進
--------------------------

措置3-2-1	自転車用ヘルメットの着用率向上に向けた取組の推進
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルメット着用促進に向けた広報啓発を実施</li> <li>自転車販売事業者・防犯登録会からの情報提供</li> <li>自転車通学生徒に対するヘルメット着用の許可条件化の働きかけ</li> <li>ヘルメット購入費助成の働きかけを実施</li> </ul>

担当課: 県民暮らし課、体育健康課、道路マネジメント課  
 連携先: 県警交通企画課、自転車販売業者、市町村



▲交通安全普及啓発活動



▲自転車の通行ルールやヘルメット着用を周知するYouTube動画

### 【これまでの実施内容】

令和7年度まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車条例啓発用チラシを配布</li> <li>駅頭啓発活動を実施。HP等による周知</li> <li>自転車の安全利用促進フォーラム2021を開催し、ヘルメットの着用促進</li> <li>自転車利用者の着用努力義務化を受けて、SNS、ラジオ、テレビを活用した広報啓発及び街頭における啓発活動を実施</li> <li>自転車販売店や防犯登録協会と協定を結び、協力関係を構築</li> </ul>
---------	---

### 【今後のスケジュール】

具体的な取り組み	R7	R8	R9	R10	R11
ヘルメット着用促進に向けた広報啓発を実施	継続的に実施				
自転車販売事業者・防犯登録会との「自転車ヘルメットの着用促進に関する協定」に基づく情報提供、高等学校におけるヘルメット着用の許可条件化の働きかけ	継続的に確認及び実施				
全市町村に対するヘルメット購入費助成の働きかけ	継続的に実施				



# 第2次奈良県自転車活用推進計画(R7～R11)に位置付けた措置に基づく取り組みの状況

担当課: 県警交通企画課、道路マネジメント課

目標	3.安全・安心～守る～
----	-------------

実施すべき施策	
2.交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進	

措置3-2-3	自転車運転者講習制度の着実な運用
内容	チラシの配布や奈良県自転車総合対策連絡協議会の開催等を通して、自転車運転者講習制度の周知徹底を図り、一定の違反行為を繰り返し行った自転車運転者を対象として、自転車運転者講習制度の着実な運用を実施します。



▲自転車運転者講習の対象となる危険行為

## 【これまでの実施内容】

令和7年度まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年6月に自転車総合対策連絡協議会を開催し、自転車運転者講習制度を周知。</li> <li>交通安全教室や啓発チラシ、YouTube・Facebook・X等のSNSを活用して自転車運転者講習制度の啓発を実施。</li> </ul>
---------	--



奈良県自転車総合対策連絡協議会の開催▶

## 【今後のスケジュール】

具体的な取り組み	R7	R8	R9	R10	R11
自転車運転者講習制度の周知徹底	継続的に実施				
一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象として、自転車運転者講習制度の着実な運用	継続的に実施				

## 第2次奈良県自転車活用推進計画(R7～R11)に位置付けた措置に基づく取り組みの状況

目標	3.安全・安心～守る～
----	-------------

実施すべき施策
---------

2.交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進
--------------------------

措置3-2-4	市町村による自転車の安全対策の実施に向けた支援
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車の安全対策の実施に向けた支援を実施</li> <li>・自転車の安全対策に関する共通の指導教材DVDの貸出</li> </ul>

担当課:県民暮らし課、道路マネジメント課  
連携先:市町村県、警交通企画課



▲児童・幼児向け通学通園路等安全教室の様子

### 【これまでの実施内容】

令和7年度 まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未就学児を対象とした児童・幼児向け通学通園路等安全教室委託事業を実施</li> <li>・交通安全啓発DVD(自転車交通安全教室向け)貸出の実施</li> </ul>
-------------	---

### 【今後のスケジュール】

具体的な取り組み	R7	R8	R9	R10	R11
市町村による自転車の安全対策の実施に向けた支援	継続的に実施				
学校等が実施する自転車の安全対策に関する共通の指導教材DVDの貸出を実施	継続的に実施				

## 第2次奈良県自転車活用推進計画(R7～R11)に位置付けた措置に基づく取り組みの状況

担当課: 県警交通企画課、道路マネジメント課

目標	3.安全・安心～守る～
----	-------------

実施すべき施策
---------

2.交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進
--------------------------

措置3-2-5	自動車・二輪車ドライバーに対する安全啓発の実施
内容	関係機関及び団体と協力し、自動車・二輪車ドライバーに対して安全啓発を実施します。

### 【これまでの実施内容】

令和7年度 まで	地域交通安全活動推進委員等の関係機関と協力して、自動車ドライバー等に対し安全啓発活動を実施。
-------------	--



▲関係機関と協力した安全啓発活動

### 【今後のスケジュール】

具体的な取り組み	R7	R8	R9	R10	R11
関係機関及び団体と協力し、自動車・二輪車ドライバーに対し、安全啓発	継続的に実施				

# 第2次奈良県自転車活用推進計画(R7～R11)に位置付けた措置に基づく取り組みの状況

目標	3.安全・安心～守る～
実施すべき施策	
2.交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進	

措置3-2-6	自転車損害賠償保険等への加入の周知
内容	チラシ、ポスター、県広報誌、新聞各紙への掲載などを通じて、自転車保険への加入義務について周知を行う

担当課: 県民くらし課、体育健康課、道路マネジメント課  
 連携先: 県警交通企画課

## 【これまでの実施内容】

令和7年度まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車条例啓発用チラシを市町村等へ配布し、広報啓発活動を実施</li> <li>市町村と連携し駅頭啓発活動を実施。HP等による周知。県内の保険会社と連携し、周知活動を実施</li> <li>県内小・中・高等学校へ周知及び保護者に対して加入啓発</li> </ul>
---------	---



▲自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例のポスター



▲多言語対応の自転車交通安全リーフレット

## 【今後のスケジュール】

具体的な取り組み	R7	R8	R9	R10	R11
チラシ、ポスター、県広報誌「県民だより奈良」、新聞各紙への掲載など、様々な媒体を通じて、自転車保険への加入義務の周知	自転車向けチラシ作成	継続的に周知・啓発を実施			

## 第2次奈良県自転車活用推進計画(R7～R11)に位置付けた措置に基づく取り組みの状況

目標	3.安全・安心～守る～
----	-------------

実施すべき施策
3.自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取り組みの充実

担当課:県警交通規制課、道路マネジメント課  
連携先:市町村

措置3-3-1	自転車の安全な交通の確保に資する交通規制の実施
内容	<p>交通規制については、歩行者、自転車及び自動車を適切に分離し、交通の安全と円滑を確保することを基本方針としており、適切な自転車通行空間を整備するため、下記事項を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通自転車歩道通行可の交通規制の見直し。</li> <li>・自転車にとって不自然かつ不合理で、危険な横断を強いることとなる可能性がある自転車横断帯を撤去。</li> <li>・道路管理者と連携し、普通自転車専用通行帯等の整備を推進。</li> </ul> <p>【措置9 地域内の自転車通行空間の整備推進 再掲】</p>



▲普通自転車専用通行帯(広陵町内)



▲自転車横断帯を撤去

### 【これまでの実施内容】

令和7年度 まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車専用通行帯の整備に向け、道路管理者に対する働き掛けを実施。</li> <li>・ 自転車専用通行帯設置箇所における交通実態等を踏まえ、駐停車禁止規制の必要性について検討。</li> <li>・ 道路標識・道路標示の適切な維持管理と英語併記の道路標識への更新を推進。(令和7年12月時点で県内368か所370枚が英語併記の道路標識)</li> <li>・ 道路管理者と連携し、田原本町内に技術基準を満たす物理的デバイスの一種であるスムーズ横断歩道を、大和高田市内に区域の低速度規制と物理的デバイスを適切に組み合わせたゾーン30プラス松塚地区を県下初整備、これに続いて県下二例目となる奈良女子大学周辺地区の整備。さらに奈良市内での低速度規制と組み合わせたスムーズ横断歩道の整備を推進。</li> <li>・ 奈良県基本計画に示すKPI指標「令和8年度までに低速度規制と物理的デバイスの整備箇所数12箇所」を令和6年度に達成し、現在13箇所に整備。引き続き道路管理者等の関係機関に働き掛け、更なる整備を推進。</li> </ul>
-------------	--

### 【今後のスケジュール】

具体的な取り組み	R7	R8	R9	R10	R11
普通自転車歩道通行可の交通規制の見直し	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
自転車横断帯の撤去を推進 (令和6年末時点において残り671)	30箇所	30箇所	30箇所	30箇所	30箇所



# 第2次奈良県自転車活用推進計画(R7～R11)に位置付けた措置に基づく取り組みの状況

担当課:県警交通指導課、道路マネジメント課

目標	3.安全・安心～守る～
実施すべき施策	
3.自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取り組みの充実	
措置3-3-3	自転車指導啓発重点地区、路線における重点的な取締りの実施
内容	自転車関連事故が実際に発生している、又は発生が懸念され、自転車の交通ルールの浸透が必要と認められる「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、交通指導取締りを実施します。

**【コラム】道路交通法の改正**

- 自転車等の安全を確保するための規定の創設  
 自転車が車道通行する場合の安全確保のため、クルマやバイク、原付が自転車や特定原付を追い越す・追い抜く際の安全確保のルールが創設されました。

自動車等が自転車等の右側を通過する場合において  
 両者の間に十分な間隔がないとき  
 自動車等  
 →自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行  
 自転車等  
 →できる限り道路の左側  
 施行日：令和8年4月1日

**令和8年4月1日から  
自転車の青切符が導入！！**

**対象年齢 16歳以上**

こんな運転は青切符の対象に！！

- 携帯電話機の使用 反則金 12,000円
- 信号無視 反則金 6,000円
- 警報機が鳴っている踏切への立ち入り 反則金 7,000円
- イヤホン等を使用 反則金 5,000円
- 一時不停止 反則金 5,000円
- 二人乗り 反則金 3,000円

※上記以外にも対象になる違反があります  
 詳しい情報は奈良県警察ホームページをご覧ください

**奈良県警察**

## 【これまでの実施内容】

令和7年度まで	自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、交通指導取締りを実施。
---------	--------------------------------

## 【今後のスケジュール】

具体的な取り組み	R7	R8	R9	R10	R11
自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、交通指導取締りを実施	継続的に実施				